

5 . 重点整備地区の区域及び特定経路の設定

5- 1 重点整備地区のエリア設定の基本的考え方

駅を中心とした半径500mエリアを基本とします

江東区内の鉄道の駅は、概ね1kmごとに立地しており、重点整備地区が互いに重なり合うことがないように、駅を中心とした半径500mエリアを基本とします。ただし地区内、地区のエッジ周辺にある公共的施設の立地、江東区の特性を勘案して設定します。

一定の面的エリアを設定します

交通バリアフリー法の視点は、駅施設と駅から徒歩で移動して利用する公共的施設までの経路のバリアフリー整備であることから、必ずしも面的整備は要件ではありませんが、施設間のネットワーク、エリア外への展開、エリアの様々なところから駅に移動する地域住民の利便などを勘案し、公共的施設を包含するエリアを設定します。

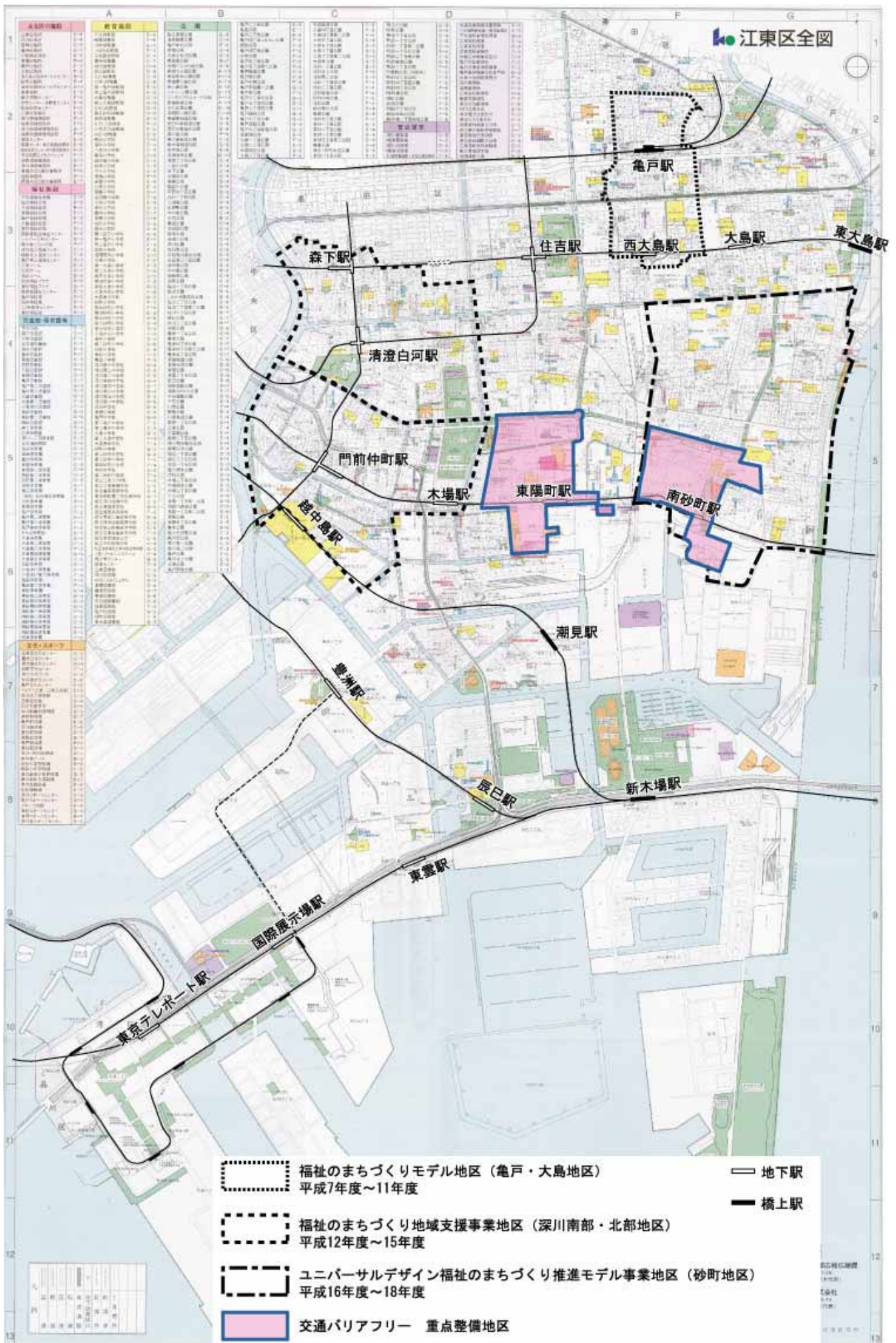
* 次ページに江東区全体の中に位置づけた重点整備地区を示します。

重点整備地区とは（法律の規定）

「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。」（法第二条第七項第一号）

「特定旅客施設、当該特定旅客施設と前号の施設との間の経路（以下「特定経路」という。）を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設（以下「一般交通用施設」という。）及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設（以下「公共用施設」という。）について移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第七項第二号）

「当該地区において移動円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第二条第七項第三号）



- 福祉のまちづくりモデル地区 (亀戸・大島地区)
平成7年度~11年度
 - 福祉のまちづくり地域支援事業地区 (深川南部・北部地区)
平成12年度~15年度
 - ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業地区 (砂町地区)
平成16年度~18年度
 - 交通バリアフリー 重点整備地区
- 地下駅
 - 橋上駅

5 - 2 特定経路の設定

(1) 基本的な考え方

駅から公共的施設までの経路について、歩行者が安心して快適に歩けるルートを移動経路とします。移動経路は歩行者ネットワークとして回遊性の確保を目指します。

事業の実現性を勘案しつつ、特に重要な経路について特定経路とし、特定経路を補完しネットワークを形成する経路を準特定経路とします。

(2) 移動経路の位置づけと事業化の視点

上記を踏まえ移動経路の考え方を以下に整理します。

	位置づけ	事業化の視点
移動経路	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者が安心して快適に歩ける、駅から公共的施設までのルート ネットワークとして必要な経路全体 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実現性にかかわらず、区内の理想的なネットワークとして必要な経路
特定経路	<ul style="list-style-type: none"> 特に重要な経路 事業の実現性を重視 	<ul style="list-style-type: none"> 既に交通バリアフリー法に基づく整備基準を満たしているか、或いはその可能性がある 2015年までに事業化可能 特定事業計画として整理
準特定経路	<ul style="list-style-type: none"> 特定経路を補完する経路 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道幅員2m確保が困難など、基準適合は困難だが重要な経路 特定事業計画には記載しないが、事業として取り組み実現したい経路
その他の経路	<ul style="list-style-type: none"> 特定経路、準特定経路でもない移動経路 	<ul style="list-style-type: none"> 民地を含むが移動経路として位置づけたいなど、特に事業化する必要はないが、経路としての位置づけを行う。

5 - 3 東陽町駅周辺地区の重点整備地区の区域、特定経路の設定

(1) 重点整備地区の区域、特定経路

駅を中心に概ね 500～700m の範囲を設定しています。都道の四ツ目通り、永代通りを中心に特定経路を設定しています。

(2) 東陽町駅周辺地区の特性

親水公園や運河、釣堀など水辺と緑道との一体的な整備がなされています。

特性を活かし、水辺や緑道が利用可能になるような整備の推進が期待されています。

太鼓橋（豊住橋、平住橋など、井住橋は改善中）があり、橋の勾配がきつい。

太鼓橋の順次解消に併せた歩道の整備の推進が必要です。

駅周辺は歩行者量が多い

バス停にバス利用者が滞留するなど、歩道が 2 m 以上あっても、歩道上は錯綜しています。

特定経路のみならず、準特定経路の積極的な活用が望まれています。

自転車利用者が多い。放置自転車も多い。

放置自転車対策については新たに駐輪場を整備しており今後の動向が期待されます。

バス利用者が多い。

地下鉄駅だけでなく、バス停位置も勘案した地区設定が必要です。

(3) 整備の目標

都道の整備に合わせて、道路の構造的なバリアフリー整備が可能

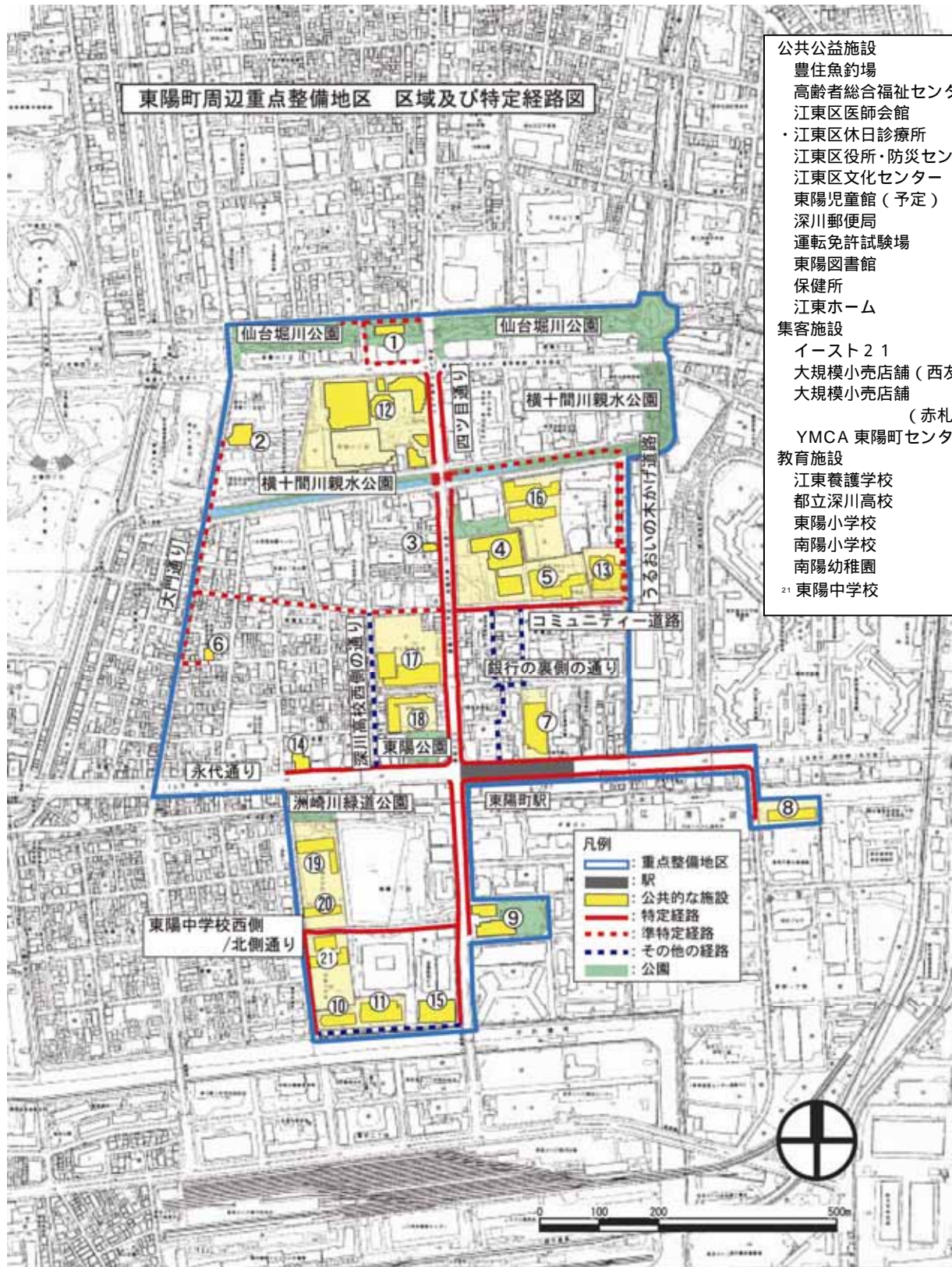
永代通りは、現在駅周辺の整備が進行中であり、四ツ目通りも将来的に都市計画道路としての歩道拡幅事業が予定されています。また地区内の橋梁の落橋工事も順次進んでおり、それらの大きな事業に合わせて、面的に整備を進めることが可能であり、整備効果が期待されます。

東陽町駅のバリアフリー工事の進展

現在も整備が進んでいるが、数年後、地上から改札階までのエレベーター工事が完成すると、駅のバリアフリー化は終了します。このように公共交通のバリアフリーに合わせて、まちの整備を進めることは、整備が連携し、利用効果が期待されます。

親水公園との連続性

東陽町駅から歩いて行ける運河 + 親水公園は 3ヶ所（仙台堀川公園、横十間川親水公園、汐浜運河）があり、それらを特定経路、準特定経路等で結ぶことにより、江東区の交通バリアフリー整備の特色を備える事ができます。また、多くの区民がこれらの環境資産を活用可能となります。



5 - 4 南砂町駅周辺地区の重点整備地区の区域、特定経路の設定

(1) 重点整備地区の区域、特定経路

南砂町駅の北側に公共的施設が多いことから、重点整備地区は駅北側に広く設定します。

なお、永代通り～明治通り～仙台堀川公園で囲まれるエリアも、将来の歩行者の移動動線の発生や施設立地を想定し、面的に取り込みます。

歩行者の移動経路である特定経路は幹線の道路のほか、従来から住民に利用されている公園内にも設定します。

(2) 南砂町駅周辺地区の特性

駅の北側に隣接して大規模な公園があり、その中が駅利用の経路となっています。

公園内の園路をバリアフリー整備することにより、公園利用が更に誰にでも快適になることが期待されます。

駅北側の公社住宅の整備に合わせて、広場とエレベーターが整備されます。

今までとは異なった新たな利用動線が発生するため、今後検証しながら計画を修正することも必要です。

駅前広場が有効に利用されていないことから、積極的な提案も考えられます。

特にタクシーベイの活用が考えられます。

自転車利用者が多い。放置自転車も多い。

放置自転車対策については、新たに駐輪場を整備しており今後の動向が期待されます。

新たなマンションの建設が進んでおり、人口が増加しています。

今後、公共交通の利用者の増加も見込まれます。

(3) 整備の目標

「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業」との連携

既に先行して検討作業が行われているモデル事業は、ソフト面の整備（まち一体的誘導システム、防災まちづくりなど）が中心であることから、ハード面中心の交通バリアフリー整備と連携することにより、より質の高い整備が期待できます。（38 ページ参照）

公園と施設をつなぐネットワークの整備

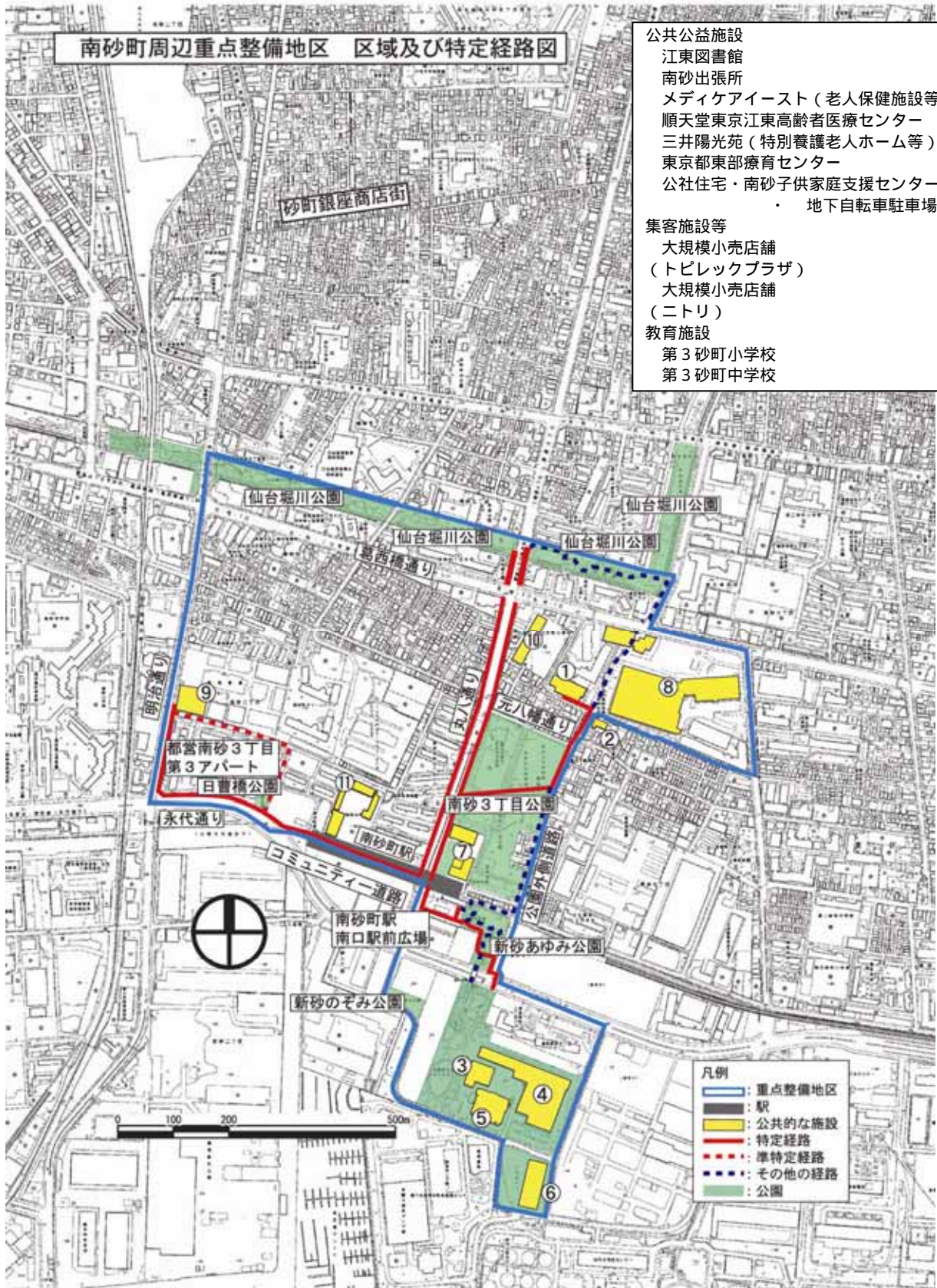
駅前の南砂3丁目公園～図書館＋大規模小売店舗（トピレックプラザ）～仙台堀川公園をつなぐネットワークを移動の核とした整備計画です。このコアから南の医療施設等及び、西の明治通り沿いの大規模小売店舗をつないでいます。

地域との連携

今回設定した移動経路には一部私有地が含まれているなど、今後基本構想の実現に当たっては、地元住民の協力が必要となり、地域と共に整備していくことが重要となります。

南砂町周辺重点整備地区 区域及び特定経路図

- 公共公益施設
 江東図書館
 南砂出張所
 メディケアイースト(老人保健施設等)
 順天堂東京江東高齢者医療センター
 三井陽光苑(特別養護老人ホーム等)
 東京都東部療育センター
 公社住宅・南砂子供家庭支援センター
 ・ 地下自転車駐車場
- 集客施設等
 大規模小売店舗
 (トビレックプラザ)
 大規模小売店舗
 (ニトリ)
- 教育施設
 第3砂町小学校
 第3砂町中学校



東京都「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業」について
当該事業は、住民が実感できる福祉のまちのモデルづくりを行い、その成果を都内全域へ波及させるもの。

事業の特徴

- ・ 地域特性を踏まえたテーマの設定
区市町村の発案を採択することや、地域の創意工夫を活かす事業である。
- ・ 特定区域への集中的経費投入と柔軟な補助
駅前広場や商店街、公共施設エリアなど、多数の人が利用する区域を集中的に整備する。テーマで補助対象を決める自由度の高い事業。
- ・ 補助採択はプレゼンテーションで審査

補助内容

- ・ 補助基準額：事業費 2 億円（1 自治体当たり単年度）
- ・ 補助率：1 / 2
- ・ 事業期間：3 年間（平成 16～18 年度）

実施 4 自治体

- ・ 世田谷区、板橋区、江東区、日野市

江東区的主要な取組み

- ・ 仙台掘川緑道整備（自転車、歩行者の共存）
- ・ 南砂町駅エレベーター整備、駅周辺サイン整備
- ・ 地区別防災カルテ推進事業 など